

燃料電池バス導入促進事業助成金交付要綱

(制定) 令 和 3 年 9 月 14 日付 3 都環公地温第 1133 号

(改正) 令 和 4 年 7 月 19 日付 4 都環公地温第 969 号

(改正) 令 和 4 年 10 月 13 日付 4 都環公地温第 1734 号

(改正) 令 和 5 年 4 月 14 日付 5 都環公地温第 403 号

(改正) 令 和 6 年 4 月 16 日付 6 都環公地温第 599 号

(改正) 令 和 7 年 4 月 25 日付 7 都環公地温第 794 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、燃料電池バス・タクシー導入促進事業実施要綱（令和 3 年 5 月 24 日付 3 環地次第 108 号。以下「実施要綱」という。）第 10 条第 3 項に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の補助を受け事務を執行する燃料電池バスの導入促進事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、実施要綱に定めるとおりとする。

(助成対象者)

第 3 条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第 4 条に定める者であって、次の各号に該当しないものとする。

- 一 税金の滞納があるもの
- 二 刑事上の処分を受けたことがあるもの
- 三 公的資金の交付先として社会通念上適切でないと認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる個人又は団体は、助成対象者としない。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
- 二 暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

(助成対象バスの要件)

第4条 本助成金の交付対象となる燃料電池バス（以下「助成対象バス」という。）は、実施要綱第5条に定める要件を満たすものとする。

（助成対象経費）

第5条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第6条第1項に定める経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）であって、公社が必要かつ適切と認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実施要綱第6条第1項に定める経費のうち、次に掲げる経費は、助成対象としない。

- 一 過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費
- 二 自動車税（環境性能割）及び自動車税（種別割）相当額
- 三 自賠責保険料相当額

（本助成金の額）

第6条 本助成金の交付額は、実施要綱第8条第1項に定める金額とし、実施要綱第8条第1項に規定されている基準額は、別表第1に定めるとおりとする。

なお、本助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（本助成金の交付申請）

第7条 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、公社が別に定める期間（天災地変等申請者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期間）に、助成金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）及び別表第2に掲げる書類を助成事業が完了するまでに公社に提出するものとする。

2 本助成金の交付を受けようとする助成対象者は、国その他の団体からの補助金等（以下「国補助等」という。）の交付申請後に、本助成金の交付申請を行うこと。なお、正当な理由により、国補助等の交付申請をすることができない場合は、国補助等未申請申告書（第3号様式）を提出すること。なお、正当な理由の該当可否については、公社が都と協議の上、決定する。

3 実施要綱第8条第1項に係る本助成金の交付を受けようとする助成対象者は以下の条件を満たすこと。

- 一 助成対象バスについてリース契約を締結している場合、リース契約に関する当事者双方の共同申請をもって本助成金の交付申請を行うこと。
- 二 実施要綱第8条第1項第三号又は第四号に係る補助を受ける場合、「燃料電池バス導入計画書」又は「定置式水素ステーション整備等計画書」の記載内容が、助成対象者組織内において意思決定されていることを証明すること。
- 三 実施要綱第8条第1項第三号イの定める条件により上乗せ助成を受ける場合、当該定置式水

素ステーションの開所予定日は、本助成金の申請を行った日の属する年度から5年度以内とすること。

- 四 実施要綱第8条第1項第五号に係る補助を受ける場合、グリーン経営認証またはISO14001認証をしていることを証明すること。ただし、認証取得申請中であることを証明し、第15条の実績報告申請までに認証取得を行ったものに限る。

(本助成金の交付決定)

第8条 公社は、前条の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 公社は、前条の規定により申請をした助成対象者に対し、第1項の決定において、本助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（第4号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。
- 3 公社は、助成対象者が国補助等の交付申請を行っている場合、当該国補助等の交付決定通知書が発効したことを確認した後、本助成金の交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第9条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、同条第2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下「被交付者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。

- 一 この要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象経費に関し、前条第2項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた当該事業をいう。以下同じ。）により取得した財産を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- 二 実施要綱第8条第1項第三号アの定める条件により上乗せ助成を受ける被交付者は、燃料電池バス導入計画書の計画開始時点に比べて計画終了時点において、道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が東京都内にある燃料電池バス（中古車及び導入済みの燃料電池バスの更新分を除く。）（以下「都内ナンバーの燃料電池バス」という。）の導入台数が5台以上増えていること。
- 三 実施要綱第8条第1項第三号イの定める条件により上乗せ助成を受ける被交付者は、定置式水素ステーション整備等計画書で示した開所予定日までに定置式水素ステーションを開所すること。
- 四 助成対象経費に関して本助成金以外に都から交付される助成金その他の給付金を受給しないこと。
- 五 公社が第18条第1項の規定により本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、これに従うこと。

六 公社が第19条第1項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、第20条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付すること。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第21条第2項の規定に基づき延滞金を納付すること。

公社が助成事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

- 2 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(申請の撤回)

第10条 被交付者は、第8条第1項の規定による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第2項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第6号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

- 2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を、都に報告するものとする。

(助成事業の計画変更に伴う申請)

第11条 被交付者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書（第7号様式）を提出しなければならない。ただし、事業の効果・目的に影響を与えない軽微な変更については、この限りではない。

- 一 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- 二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

- 2 第15条第2項に規定する燃料電池バス導入計画報告書の提出後、公社がやむを得ない理由により燃料電池バス導入計画を達成できなかったと認める場合、「燃料電池バス導入計画変更届（第8号様式）」を提出することができる。
- 3 第15条第3項に規定する定置式水素ステーション整備等報告書の提出後、公社がやむを得ない理由により整備予定日に開所できなかったと認める場合、「定置式水素ステーション整備等計画変更届（第9号様式）」を提出することができる。
- 4 公社は、前3項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。なお、第2項及び第3項に係る申請の場合、公社が延長できる計画期間を提示するものとする。
- 5 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 6 公社は、第4項の承認をしたときは、その旨を当該被交付者に通知するものとする。
- 7 公社は、第4項の承認に当たり、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第12条 被交付者は、個人にあつては氏名、住所等を、法人にあつては名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに住所等の変更届出書（第10号様式）を提出しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第13条 被交付者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

（助成事業の廃止）

第14条 被交付者は、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第11号様式）を提出しなければならない。

2 公社は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、廃止を承認するものとする。

3 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該被交付者に通知するものとする。

5 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じて条件を付することができるものとする。

（実績の報告）

第15条 被交付者は、国補助等の補助金額確定通知書を受領したとき、又は国補助等を受けない場合は助成事業完了後30日以内に、実績報告書（第12号様式）及び別表第3に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

2 実施要綱第8条第1項第三号アの定める条件により上乗せ助成を受ける被交付者は、燃料電池バス導入計画書の計画期間終了日から30日以内に、燃料電池バス導入計画報告書（第13号様式）及び別表第4に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

3 実施要綱第8条第1項第三号イの定める条件により上乗せ助成を受ける被交付者は、定置式水素ステーション整備等計画書における整備予定日から30日以内に、定置式水素ステーション整備等報告書（第14号様式）及び別表第5に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

（本助成金の額の確定）

第16条 公社は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、当該報告書の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第8条第1項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該被交付者に助成金確定通知書（第15号様式）により通知するものとする。

(本助成金の交付)

第17条 被交付者は、前条の規定により本助成金の額の確定通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第16号様式）を提出しなければならない。なお、第15条の規定による実績報告書の報告額のとおり助成金額が確定された場合は、実績報告書をもって請求書とし、その請求日は助成金額の確定日とする。

2 公社は、前項の助成金交付請求を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認めたものについて、本助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 公社は、被交付者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。

二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。

三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。

四 交付決定を受けたもの（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

五 燃料電池バス導入計画書（第11条第4項に規定する計画変更承認通知で認められた期間を含む）の計画開始時点に比べて計画終了時点において、都内ナンバーの燃料電池バスの導入台数が5台以上増えていないとき。

六 定置式水素ステーション整備等計画書（第11条第4項に規定する計画変更承認通知で認められた期間を含む）の整備予定日までに、定置式水素ステーションの整備が行われなかったとき

七 その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 公社は、前項の決定に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

3 第1項の規定は、第16条に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。

4 公社は、第1項の規定による取消しを行った場合は、速やかにその旨を当該被交付者に通知するものとする。

5 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項及び第4項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(本助成金の返還)

第19条 公社は、被交付者に対し、前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。なお、前条第1項第五号及び第六号による取消しの場合は、上乗せ助成の対象車両全ての上乗せ助成金額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 被交付者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日ま

で、当該本助成金を公社に返還しなければならない。なお、公社は、前条第1項第五号及び第六号の規定による取消しの場合は、被交付者に対し、助成金等交付財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日付26都環公総地第6号）第3-2に定める方法により算出した返還額（以下「返還金」という。）を請求する。

- 3 被交付者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第17号様式）を提出しなければならない。
- 4 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第21条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。
- 5 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項から第3項までの規定中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（違約加算金）

第20条 公社は、第18条第1項の規定による取消しを行った場合において、被交付者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（延滞金）

第21条 公社は、被交付者に対し、第19条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であって、当該被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前2項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

（他の助成金等の一時停止等）

第22条 公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該

給付金と未納付額とを相殺するものとする。

- 2 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(処分の制限)

第23条 被交付者は、助成事業により取得した財産の処分（本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）をしようとするときは、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、財産の取得から5年を経過した場合は、この限りでない。

- 2 被交付者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書（第18号様式）を公社に提出しなければならない。
- 3 公社は、前項の規定による申請を受けたときは、速やかに第1項の承認をすること又はしないことを決定するものとし、当該決定の内容を、第2項の規定による申請をした被交付者に対し、速やかに通知するものとする。
- 4 公社は、前項の決定において、第1項の承認を行う場合にあっては、前項の規定による通知を、取得財産等処分承認書（第19号様式）により、行うものとする。
- 5 公社は、公社が必要と認める場合は、被交付者に対し、返還金を請求するものとする。
- 6 被交付者は、前項の規定による返還金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 7 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前6項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

(助成事業の経理)

第24条 被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 被交付者は、前項の書類について、第17条第2項の規定により公社が本助成金の交付を実施した日の属する公社の会計年度の終了の日から6年間保存しておかなければならない。

(調査等)

第25条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、被交付者に対し、助成事業に関し報告を求め、被交付者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 被交付者は、前項（次項において読み替える場合を含む。）の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
- 3 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、第1項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(指導・助言)

第26条 公社は、本事業の適切な執行のため、被交付者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

2 本事業に係る都から公社への補助が終了しているときは、前項中「公社」とあるのは「都」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(個人情報等の取扱い)

第27条 公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者に係る個人情報及び企業活動上の情報(以下「個人情報等」という。)については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た申請者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第28条 次の各号に掲げる本事業に係る手続及び事務については、公社が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 一 第7条の規定に基づく本助成金の交付の申請
- 二 第15条の規定に基づく本助成金の実績の報告

(その他必要な事項)

第29条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則 (令和3年9月14日付3都環公地温第1133号)

この要綱は、令和3年9月14日から施行する。

附 則 (令和4年7月19日付4都環公地温第969号)

この要綱は、令和4年7月29日から施行する。

附 則 (令和4年10月13日付4都環公地温第1734号)

この要綱は、令和4年10月26日から施行する。

附 則 (令和5年4月14日付5都環公地温第403号)

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 16 日付 6 都環公地温第 599 号）

この要綱は、令和 6 年 4 月 26 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 25 日付 7 都環公地温第 794 号）

この要綱は、令和 7 年 4 月 25 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

基準額	2,000 万円
-----	----------

別表第 2（第 7 条関係）

	必要書類	備考
1	登記事項証明書（現在事項全部証明書） ※法人の場合のみ必要。ただし、地方公共団体を除く。 ※申請日時点で、発行日から 3 か月以内のものに限る。	写し
2	法人都民税の納税証明書又は個人事業税納税証明書 ※法人の場合のみ必要。ただし、地方公共団体を除く。 ※納税証明書は完納を証明した直近のものに限る。	写し
3	見積書（車両本体価格が明記されているもの） ※上乗せ申請がある場合は装備類費用、納車に係る費用がわかること	写し
4	国の交付決定通知書又は、国補助等に申請をしていることがわかる書類 ※正当な理由により、国補助等の交付申請をすることができない場合（実施要綱第 5 条第三号）以外は必須 ※国補助等に申請していることがわかる書類を提出する場合は、国補助等の申請に対する交付又は不交付決定通知書を受領後速やかに提出すること。 ※国の補助金例：環境省「商用車の電動化促進事業」	写し
5	リース見積書 ※リース事業者が申請者に含まれている場合のみ必要 ※上乗せ申請がある場合は装備類費用、納車に係る費用がわかること	写し
6	燃料電池バス導入計画書（5 年度内の導入予定台数や利用予定の定置式水素ステーションがわかるもの） ※実施要綱第 8 条第 1 項第三号アの定める条件により上乗せ助成を受ける場合のみ必要	
7	定置式水素ステーション整備等計画書（整備予定地の地図、現在の土地の用途、整備予定の概要、開所予定日、運営事業者等がわかるもの） ※実施要綱第 8 条第 1 項第三号イの定める条件により上乗せ助成を受ける場合のみ必要	
8	助成対象者組織内において意思決定されていることを証明する書類 ※実施要綱第 8 条第 1 項第三号アまたはイの定める条件により上乗せ助成を受ける場合のみ必要	

9	グリーン経営認証または ISO14001 認証を取得している又は、認証申請をしていることがわかる書類 ※実施要綱第8条第1項第五号に関する助成を受ける場合のみ必要 ※車両の使用者が認証を受けていること。 ※認証取得済みの場合は、交付申請日時点で有効期限内であること ※認証申請中の場合は、交付申請日から3か月以内の申請日であることがわかる書類であること。	写し
10	その他公社が必要と認める書類	

別表第3（第15条第1項関係）

	必要書類	備考
1	購入車両（購入し、又はリース契約等を締結した燃料電池バスをいう。以下この表において同じ。）の代金に係る請求書等 ※車両登録番号又は車台番号の記載があること ※車両本体価格がわかること ※上乗せ申請がある場合は装備類費用、納車に係る費用がわかること	写し
2	購入車両の代金の支払いに係る領収書 ※車両登録番号又は車台番号の記載があること ※車両本体価格がわかること ※上乗せ申請がある場合は装備類費用納車に係る費用がわかること	写し
3	購入車両の自動車検査証	写し
4	購入車両に係るリース契約書 ※リース事業者が申請者に含まれている場合のみ必要 ※車両登録番号又は車台番号の記載があること ※助成対象者がリース事業者である場合は、月々のリース料金に助成金相当額分の値下げが反映されていること。	写し
5	貸与料金の算定根拠明細書 ※リース事業者が申請者に含まれている場合のみ必要 ※リース契約書、覚書等で月額リース料金が助成金相当額以上還元されている記載があれば省略可	
6	国の補助金額確定通知書 ※正当な理由により、国補助等の交付申請をすることができない場合（実施要綱第5条第三号）以外は必須 ※国の補助金例：環境省「商用車の電動化促進事業」	写し
7	グリーン経営認証または ISO14001 認証を取得していることがわかる書	写し

	類 ※実施要綱第8条第1項第五号に関する助成を受ける場合のみ必要 ※車両の使用者が認証を受けていること ※実績報告時点で有効期限内であること	
8	購入車両の仕様が分かる書類 ※実施要綱第8条第1項第三号アまたはイの定める条件により上乗せ助成を受ける場合のみ必要	写し
9	振込先口座が確認できる書類（通帳見開きのコピー等）	写し
10	その他公社が必要と認める書類	

別表第4（第15条第2項関係）

	必要書類	備考
1	購入車両の自動車検査証 ※実施要綱第8条第1項第三号アの定める条件により上乗せ助成を受ける場合のみ必要	写し
2	その他公社が必要と認める書類	

別表第5（第15条第3項関係）

	必要書類	備考
1	整備完了後の現地地図 ※実施要綱第8条第1項第三号イの定める条件により上乗せ助成を受ける場合	
2	整備した定置式水素ステーションの概要 ※実施要綱第8条第1項第三号イの定める条件により上乗せ助成を受ける場合	
3	運営事業者との契約書等 ※実施要綱第8条第1項第三号イの定める条件により上乗せ助成を受ける場合 ※運営事業者に運営を委託する場合	写し
4	その他公社が必要と認める書類	